

介護サービス事業所 管理者 様

みよし広域連合介護保険センター所長

(公 印 省 略)

介護予防・日常生活支援総合事業みなし指定事業者の更新手続きについて（通知）

日頃から本広域連合の介護予防・日常生活支援総合事業に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、平成27年3月31日までに指定介護予防訪問介護または指定介護予防通所介護の指定を受けており、みなし指定事業者として介護予防・日常生活支援総合事業を運営されていた事業者は、**みなし指定の有効期間が平成30年3月31日で満了**となります。それ以降の事業継続を希望する場合は、下記の手続きが必要となります。

つきましては、みなし指定の指定更新をする事業所は、別紙の留意事項を参考に指定更新申請書及び添付書類等を期日までに介護保険センターに提出してください。

また、同封してある指定意向調査票については、下記の期日までにFAXで回答をお願い致します。

なお、平成30年3月31日までの1年の猶予期間を設けていた通所型サービスA（緩和した基準）の指定等については、後日通知させていただきます。

## 記

### 1. 提出書類

(1) 指定申請書（第1号様式）及び添付書類一覧

(2) 指定意向調査票

\* 申請書等の様式は、みよし広域連合介護保険センターのホームページに掲載。

### 2. 提出期日

(1) 指定申請：平成30年1月31日（水）

(2) 意向調査票：平成29年12月15日（金）

### 3. 提出方法

(1) 指定申請：郵送又は窓口で提出してください。

(2) 意向調査票：FAX

### 4. 提出先

みよし広域連合介護保険センター地域支援係

(〒778-0002) 三好市池田町マチ2429番地1

### 5. 指定更新の決定について

指定更新の適否について審査後、指定更新通知書により通知します。

連絡先：みよし広域連合介護保険センター地域支援係

TEL 0883-76-0030

FAX 0883-76-0033

**留意事項**

**1. 申請手続きについて**

みよし広域連合管内の事業所の利用者にみよし広域連合管内以外の被保険者がいる場合には、みよし広域連合以外の保険者に対しても指定更新の手続を行う必要があります。具体的な手続については、それぞれの保険者（市区町村）に御確認ください。

また、事業所がみよし広域連合管外に所在し、みよし広域連合の被保険者（住所地特例被保険者を除く）を現に受け入れている総合事業のみなし指定を受けている事業者についても、みよし広域連合の指定を受ける必要があります。

※書類の確認や書類に不備があった場合のやりとりには時間を要します。場合によっては指定の決定が間に合わない事も考えられますので、余裕を持って申請するようお願いいたします。

※休止中の事業所については、指定の更新を受けることはできませんので、指定の有効期間の満了をもって指定の効力を失うことになります。

※廃止している事業所については、指定更新の手続きは不要です。なお、実質的に廃止していて廃止届が未届の事業所については、速やかに廃止届の提出をお願いします。

**2. サービスコードについて**

サービスコードについては、みなし指定のA1、A5のコードは、平成30年4月以降は使用できません。A2、A6のコードを使用してください。